



博士課程の研究補助

学会発表に係わる補助

1. 補助について

- ・院生が学会発表を行う場合は、参加費・交通費・宿泊費の実費を補助する。ただし、日当は支給しない。
- ・申請は1年、2年次及び3年次の各年次1回、計3回行うことができる。
- ・補助金額は各回5万円を上限とする。

2. 補助対象の要件

- ・補助対象となる学会は、日本学術会議登録団体であること（対象学会であるか否かを、申請前に教育支援課に問い合わせること）。
- ・発表を証明する学会プログラム等に、北星学園大学大学院生の肩書と氏名が記載されていること。

3. 申請方法

① 事前提出物

- ・申請書（教育支援課で配布）に発表を証明する学会プログラム等を添付し、指導教授の署名・押印を受けた上で、発表の1週間前までに教育支援課窓口へ提出のこと。

② 事後提出物

- ・学会終了後2週間以内に報告書（教育支援課で配布）、交通費・宿泊費の領収書、旅行日程表、振込口座申込書を教育支援課に提出すること。飛行機を利用した場合は航空会社の搭乗証明書または搭乗半券を提出すること。

※補助金は報告書提出後、研究科長の決裁を経て、後日財務課から現金（銀行振込）で支給される。

資料収集のための文献複写補助

文献複写用に在籍期間中2,000枚を上限として補助する。

図書資料の購入希望

購入希望図書がある場合は、希望図書を大学院研究科委員の署名・押印を受けた上で教育支援課へ提出すること。提出された希望図書は、重複調査の上問題がなければ予算の範囲内で購入される（購入後は図書館に所蔵される。利用は院生専用ではない）。

※上記の他、図書館の利用者として図書館に対して購入希望を申し出ることができる。詳細は図書館に問い合わせること。



学位論文審査 申請・審査スケジュール

<課程博士（3年次）>

一 回 目	予備審査	【事前審査申請期限】 2018年7月6日（金）午後4時 【申請期限】 2018年7月20日（金）午後4時 【予備審査会】 2018年9月下旬 【結果通知】 2018年10月上旬
	学位論文審査（本審査）	【申請期限】 2018年12月10日（月）午後4時 【審査会の公示】 審査会の10日前 【審査会・最終試験】 2019年1月上～中旬 【結果通知】 2019年3月上旬 【学位授与】 2019年3月中旬
二 回 目	予備審査	【事前審査申請期限】 2019年1月16日（水）午後4時 【申請期限】 2019年1月30日（水）午後4時 【予備審査会】 2019年4月上旬 【結果通知】 2019年4月中旬
	学位論文審査（本審査）	【申請期限】 2019年6月20日（木）午後4時 【審査会の公示】 審査会の10日前 【審査会・最終試験】 2019年7月中旬 【結果通知】 2019年9月中旬 【学位授与】 2019年9月下旬

※予備審査申請前に構想発表会・中間報告会で発表すること

<論文博士>

予備審査	【事前審査申請期限】 2018年6月6日（水）午後4時 【申請期限】 2018年7月20日（金）午後4時 【予備審査会】 2018年9月下旬 【結果通知】 2018年10月上旬
	学位論文審査（本審査） 【申請期限】 2018年12月10日（月）午後4時 【審査会の公示】 審査会の10日前 【審査会・最終試験】 2019年1月上～中旬 【結果通知】 2019年3月上旬 【学位授与】 2019年3月中旬



学位論文に関する取扱い

1. 学位論文の審査は「北星学園大学 大学院（博士課程）学位論文審査実施要領」による。
2. 学位論文の作成
別記「学位論文作成要領」に基づいて作成するものとする。
3. 博士論文構想発表会
 - (1) 博士課程2年次に博士論文構想発表会で発表すること。博士論文構想発表会は5月に開催する。
 - (2) 博士論文構想発表会発表予定者は、開催2週間前までに論文タイトルを教育支援課まで連絡すること。
 - (3) 博士論文構想発表会発表予定者は、開催前々日までに資料を提出すること。
4. 博士論文中間報告会
 - (1) 学位論文予備審査申請前に中間報告会で発表すること。博士論文中間報告会は年2回開催する。
 - (2) 2018年度は2018年9月28日（金）・2019年2月27日（水）に開催予定である。日程変更になる場合があるため、掲示で確認すること。
 - (3) 博士論文中間報告会発表予定者は、開催2週間前までに論文タイトルを教育支援課まで連絡すること。
 - (4) 博士論文中間報告会発表予定者は、開催前々日までに資料を提出すること。
5. 事前審査
学位論文予備審査の前提として事前審査申請期限までに次のものを提出すること。
 - ①提出する論文についての要旨（4,000字程度）
 - ②業績目録
 - ・論文に直接関係するテーマに関する全国学会発表（筆頭著者）2本以上を含むこと。
 - ③主な著書・論文
 - ・論文に関係するテーマに関する筆頭著者査読論文2本以上〔論文博士〕
 - ・論文に関係するテーマに関する筆頭著者査読論文1本以上〔課程博士〕
6. 学位論文予備審査申請の条件
 - (1) 事前審査で予備審査申請受理を可とする通知。
 - (2) 論文構想発表会及び中間報告会で発表していること（課程博士のみ）。
※同一テーマに関する論文審査は2回までとする。
7. 学位論文申請の条件
 - (1) 学位論文予備審査で、学位授与申請と可とする通知。
 - (2) 予備審査指摘事項に対する回答書を提出すること。
8. 学位論文評価の基準
社会福祉学研究科における学位論文の審査基準について以下のように定める。
 - (1) 前提について
 - ・倫理的配慮がなされていること
 - ・学位論文にふさわしい体裁であること
(目次、引用文献、図や表などが適切に作成されていること)
 - (2) 以上の前提を満たしているものとして、以下の項目を評価基準とする。
 - ① タイトルと本文の内容の整合性
 - ② 研究目的の学術的・理論的な位置づけ
 - ③ 先行研究の把握とレビューの的確性
 - ④ 研究論文の独創性＜新たな知見＞
 - ⑤ 研究目的に対応する研究方法の的確性
 - ⑥ 分析上の手順と使用概念の的確性
 - ⑦ 論文の記述、および展開の論理性
 - ⑧ 考察の妥当性
 - ⑨ 相当程度の実証性
9. 学位論文はインターネットの利用により全文を公表する。



学位論文作成要領

学位論文はパソコン用紙等による作成を原則とする。

1. 様式

(1) 用紙

A4判を使用すること。

(2) 書式等

・余白：上・下2.5cm、左・右3cmを標準とする。

・文字数：1頁につき40行×40字（1,600字／頁、半角の場合は2字で1字とする）を標準とする。

・頁表示：頁の中央下、用紙の下端から17.5mmの位置に、本文・資料等全てに連番で表示すること。

（記入例：－1－・<2>・(3)）

・英文の場合は1頁およそ600語程度、印刷はダブルスペース（1行おき）を標準とし、文章に関しては専門家の校閲を経ていることが望ましい。

2. 図版・資料等

図版・資料等は本文にいれる。大きさがA4判より大きい場合は、同じ大きさに折り込むこと。

※注意事項

(1) 論文はホッチキス等で綴じないでそのまま提出すること。

(2) 学位論文を保存した外部記憶媒体をあわせて提出すること。



北星学園大学 大学院（博士課程）学位論文審査実施要領

〔目的〕

第1条 北星学園大学研究科委員会規程第7条第3項並びに北星学園大学学位規程第10条の2及び第10条の4第2項に規定する博士論文の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会に関する取扱いは、この要領の定めるところによる。

第1章 課程博士の予備審査申請

〔申請資格〕

第2条 博士（社会福祉学）の学位授与を申請しようとする者は、学位論文の予備審査を受けなければならぬ。本要領第9条に定める資格を有する者は、学位論文予備審査を申請することができる。

〔申請手続〕

第3条 学位論文予備審査を申請しようとする者は、研究指導教授から申請を行うことについて承認を得たのち、次の各号に定める書類等を提出しなければならない。

- | | |
|---------------------------|----|
| 1 学位論文予備審査申請書（様式審査第1号その1） | 1通 |
| 2 学位申請論文 | 5通 |
| 3 論文要旨 | 5通 |
| 4 研究業績目録（様式審査第2号） | 5通 |
| 5 履歴書（様式審査第3号） | 5通 |

〔申請期限〕

第4条 前条の申請は、学位授与を受けようとする月が3月の場合はその前年の7月20日まで、9月の場合はその年の1月30日までとする。

第2章 課程博士の予備審査

〔学位論文予備審査委員会の目的及び設置〕

第5条 研究科長は、学位論文予備審査申請に基づき、博士課程の科目担当教授によって構成される研究科委員会（以下「博士課程研究科委員会」という）を開き、学位申請論文を審査するために学位論文予備審査委員会（以下「予備審査委員会」という）を設置する。

〔予備審査委員会の構成及び選出〕

第6条 予備審査委員会は、博士課程の科目担当者4人によって構成されるものとする。

- II 研究科長は、博士課程研究科委員会において、予備審査委員会の委員長候補者を提案し、承認を得なければならない。
- III 研究科長は、博士課程研究科委員会において、3人の学位論文予備審査委員会委員（以下「予備審査委員」という）候補者を提案し、承認を得なければならない。ただし、必要があると認めた場合には、社会福祉学研究科修士課程の科目担当者、他の研究科の教授、他の大学院の教授又は博士課程研究科委員会が認めた者を予備審査委員とすることができます。

〔予備審査委員会の運営〕

第7条 予備審査委員会は、申請者に別に資料を提出させ又は説明を求めることができる。

- II 予備審査委員会は、学位論文予備審査委員会報告書（様式審査第4号）により審査結果を博士

課程研究科委員会に報告しなければならない。

[予備審査結果の通知]

第8条 研究科長は、学位論文予備審査結果を学位論文予備審査結果通知書（様式審査第5号）で申請者に通知しなければならない。

第3章 課程博士の学位授与申請

[申請資格]

第9条 学位論文の予備審査を受け、かつ本学大学院社会福祉学研究科博士〔後期〕課程に在学中の者のうち、学位授与を受けるまでに、3年以上在学し、かつ、所定の単位を修得する見込みである者は、学位規程第10条の2に基づき、博士（社会福祉学）の学位授与を申請することができる。

[申請手続]

第10条 学位授与を申請しようとする者は、次の各号に定める書類等を提出しなければならない。

1 学位授与申請書（様式第1号）	1通
2 学位論文	正本1通、副本4通
3 論文要旨	5通
4 論文目録（様式第2号）	5通
5 履歴書（様式第3号）	5通
6 学位論文予備審査結果通知書（写）	1通

[申請期限]

第11条 前条の申請は、学位授与を受けようとする月が3月の場合はその前年の12月10日まで、9月の場合はその年の6月20日までとする。

第4章 課程博士の審査

[学位論文審査委員会の目的及び設置]

第12条 研究科長は、学位授与申請に基づき、博士課程研究科委員会を開き、学位論文を審査するために学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置する。

II 研究科長は、前項の規定により開かれた博士課程研究科委員会において、研究指導教授に申請者の履歴等を紹介し、論文内容を要約して説明させるものとする。

[審査委員会の構成及び選出]

第13条 審査委員会は、博士課程の科目担当者4人によって構成されるものとする。

II 研究科長は、博士課程研究科委員会において、審査委員会の委員長候補者を提案し、承認を得なければならない。

III 研究科長は、博士課程研究科委員会において、主査候補者を含む3人の学位論文審査委員会委員（以下「審査委員」という）候補者を提案し、承認を得なければならない。ただし、必要があると認めた場合には、社会福祉学研究科修士課程の科目担当者、他の研究科の教授、他の大学院の教授又は博士課程研究科委員会が認めた者を審査委員とすることができる。

[審査委員会の運営]

第14条 審査委員会委員長は、最終試験開催日の10日前までに申請者名、論文題目、日時及び場所を公示しなければならない。

II 審査委員会は、必要があると認めた場合には、申請者に別に資料を提出させ又は説明を求めることができる。

III 審査委員会は、申請者を審査委員会に呼び、学位論文を中心として、口述又は筆記により試験を行い、これをもって最終試験とする。

[審査結果の報告]

第15条 審査委員会主査は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位論文審査委員会報告書（様式第4号）により、審査結果を研究科長に報告しなければならない。なお、この報告は、学位授与の申請が受理された日から3か月以内に行わなければならない。

第 5 章 課程博士の学位授与の協議

〔学位授与の協議〕

第16条 研究科長は、博士課程研究科委員会の開催以前に学位論文審査委員会報告書（写）を全委員に配布しなければならない。

II 研究科長は、学位授与の協議のために博士課程研究科委員会を開き、次項に定める報告を受け、協議の上、学位授与の可否を無記名投票をもって決するものとする。ただし、学位を授与することとの議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

III 審査委員会主査は、学位論文審査委員会報告書に基づき審査結果を報告するものとする。

〔審査結果の通知〕

第17条 研究科長は、学位授与申請の結果を学位授与申請結果通知書（様式第6号）で申請者に通知しなければならない。

第 6 章 論文博士の予備審査申請

〔申請資格〕

第18条 博士（社会福祉学）の学位授与を申請しようとする者は、学位論文の予備審査を受けなければならぬ。本要領第26条第1項第1号から第4号までに定める資格を有する者は、学位論文予備審査を申請することができる。

〔申請手続〕

第19条 学位論文予備審査を申請しようとする者は、次の各号に定める書類等に学位論文予備審査手数料（別表1）を添え、提出しなければならない。

1 学位論文予備審査申請書（様式審査第1号その2）	1通
2 学位申請論文	5通
3 論文要旨	5通
4 研究業績目録（様式審査第2号）	5通
5 履歴書（様式審査第3号）	5通

〔申請期限〕

第20条 前条の申請は、学位授与を受けようとするその前年の7月20日までとする。

第 7 章 論文博士の予備審査

〔学位論文予備審査委員会の目的及び設置〕

第21条 研究科長は、学位論文予備審査申請に基づき、博士課程研究科委員会を開き、学位授与申請の可否を審査するために予備審査委員会を設置する。

〔予備審査委員会の構成及び選出〕

第22条 予備審査委員会は、博士課程の科目担当者4人によって構成されるものとする。

II 研究科長は、博士課程研究科委員会において、予備審査委員会の委員長候補者を提案し、承認を得なければならない。

III 研究科長は、博士課程研究科委員会において、3人の学位論文予備審査委員候補者を提案し、承認を得なければならない。ただし、必要があると認めた場合には、社会福祉学研究科修士課程の科目担当者、他の研究科の教授、他の大学院の教授又は博士課程研究科委員会が認めた者を予備審査委員とすることができます。

[予備審査委員会の運営]

第23条 予備審査委員会は、申請者に別に資料を提出させ又は説明を求めることができる。

II 予備審査委員会は、学位授与申請の可否を予備審査委員の3分の2以上の賛成で決定し、学位論文予備審査委員会報告書（様式審査第4号）により審査結果を博士課程研究科委員会に報告しなければならない。

[学位授与申請の可否の決定]

第24条 博士課程研究科委員会は、前条第2項の報告に基づき、学位授与申請の可否につき決定するものとする。

[予備審査結果の通知]

第25条 研究科長は、学位論文予備審査結果を学位論文予備審査結果通知書（様式審査第5号）で申請者に通知しなければならない。

第 8 章 論文博士の学位授与申請

[申請資格]

第26条 学位論文の予備審査において可の判定を受け、かつ次の各号の一に当たる者は、学位規程第10条の2に基づき、博士（社会福祉学）の学位授与を申請することができる。

- 1 大学院博士後期課程を単位取得退学した者
- 2 大学院博士前期課程又は修士課程を修了後4年以上の研究歴を有する者
- 3 大学学部卒業後7年以上の研究歴を有する者
- 4 前3号の者と同等以上の研究能力があると博士課程研究科委員会が認めた者

II 前項第2号及び同項第3号の研究歴とは、次の各号に掲げる経歴をいう。

- 1 博士課程研究科委員会が適当と認める研究機関において相当の期間常勤の職員として研究に従事したこと
- 2 博士課程研究科委員会が前号に掲げるものと同等以上と認める研究に従事したこと

[申請手続]

第27条 学位授与を申請しようとする者は、次の各号に定める書類等に学位論文審査手数料（別表）を添え、提出しなければならない。

1 学位授与申請書（様式第1号）	1通
2 学位論文	正本1通、副本4通
3 論文要旨	5通
4 論文目録（様式第2号）	5通
5 履歴書（様式第3号）	5通
6 単位修得証明書（学位規程第10条の2第II項該当者）	1通
7 学位論文予備審査結果通知書（写）	1通

[申請期限]

第28条 前条の申請は、学位授与を受けようとするその前年の12月10日までとする。

第 9 章 論文博士の審査

[学位論文審査委員会の目的及び設置]

第29条 研究科長は、学位授与申請に基づき、博士課程研究科委員会を開き、学位論文を審査するため審査委員会を設置する。

II 研究科長は、前項の規定により開かれた博士課程研究科委員会において、申請者の履歴等を紹介し、論文内容を要約して説明する。

[審査委員会の構成及び選出]

第30条 審査委員会は、博士課程の科目担当者4人によって構成されるものとする。

II 研究科長は、博士課程研究科委員会において、審査委員会の委員長候補者を提案し、承認を得なければならない。

III 研究科長は、博士課程研究科委員会において、主査候補者を含む3人の審査委員候補者を提案し、承認を得なければならない。ただし、必要があると認めた場合には、社会福祉学研究科修士課程の科目担当者、他の研究科の教授、他の大学院の教授又は博士課程研究科委員会が認めた者を審査委員とすることができます。

〔審査委員会の運営〕

第31条 審査委員会委員長は、最終試験開催日の10日前までに申請者名、論文題目、日時及び場所を公示しなければならない。

II 審査委員会は、必要があると認めた場合には、申請者に別に資料を提出させ又は説明を求めることができる。

III 審査委員会は、申請者を審査委員会に呼び、学位論文を中心として、口述又は筆記により試験を行い、これをもって最終試験とする。

〔審査結果の報告〕

第32条 審査委員会主査は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位論文審査委員会報告書（様式第4号）により審査結果を研究科長に報告しなければならない。なお、この報告は、学位授与の申請が受理された日から3か月以内に行わなければならない。

〔学力確認試験の実施〕

第33条 本要領第26条第1項に規定する申請者については、学力確認試験を実施する。学力確認のための試験は、専門科目（学位論文を中心としてこれに関連のあるもの）について口述又は筆記によって行うものとする。

II 前項の規定にかかわらず、博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、論文博士の学位の授与を申請した場合は、学力確認試験を省略することができる。

III 学位授与申請者の学歴、研究歴及び業績等に基づいて学力確認を行う場合は、専門科目のうち一部又は全部の科目を省略することができる。なお、博士課程研究科委員会は、学力確認のために必要があると認めた場合には、申請者に資料等を提出させることができる。

〔学力確認担当者の選出〕

第34条 学力確認担当者は、審査委員をもって充てる。ただし、必要があると認めた場合には、社会福祉学研究科修士課程の科目担当者を学力確認担当者とすることができます。

II 学力確認担当者代表は、審査委員会主査をもって充てる。

III 研究科長は、学力確認の方法を博士課程研究科委員会に提案し、協議の上、これを決定する。

〔学力確認試験の結果報告〕

第35条 学力確認担当代表者は、学力確認結果報告書（様式第5号）により研究科長に報告しなければならない。なお、この報告は、学位授与の申請が受理された日から3か月以内に行わなければならない。

第 10 章 論文博士の学位授与の協議

〔学位授与の協議〕

第36条 研究科長は、博士課程研究科委員会の開催以前に学位論文審査委員会報告書（写）及び学力確認結果報告書（写）を全委員に配布しなければならない。

II 研究科長は、学位授与の協議のために博士課程研究科委員会を開き、次項に定める報告を受け、協議の上、学位授与の可否を無記名投票をもって決するものとする。ただし、学位を授与するとの議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

III 審査委員会主査は、学位論文審査委員会報告書に基づき審査結果を報告するものとする。また、学力確認担当代表者は、学力確認結果報告書に基づき試験結果を報告するものとする。

〔審査結果の通知〕

第37条 研究科長は、学位授与申請の結果を学位授与申請結果通知書（様式第6号）で申請者に通知しなければならない。

附則 この要領は平成14年4月1日から施行する。

附則 この要領は2004年4月1日から施行する。

附則 この要領は2005年4月1日から施行する。

附則 この要領は2007年4月1日から施行する。

附則 この要領は2009年6月1日から施行する。

附則 この要領は2011年4月1日から施行する。

附則 この要領は2014年4月1日から施行する。

附則 この要領は2016年4月1日から施行する。

附則 この要領は2018年4月1日から施行する。

II 第9条の規定にかかわらず、2018年3月31日以前に入学した本学大学院社会福祉学研究科博士〔後期〕課程の学生の申請資格は、なお従前の例による。

〔別表1〕学位論文予備審査手数料

本研究科博士〔後期〕課程を単位取得退学した者	20,000円
論文提出による者（学外）	30,000円
論文提出による者（学内教職員）	5,000円

〔別表2〕学位論文審査手数料

本研究科博士〔後期〕課程を単位取得退学した者	80,000円
論文提出による者（学外）	120,000円
論文提出による者（学内教職員）	20,000円

学位論文予備審査申請書

年　　月　　日

北星学園大学大学院
社会福祉学研究科長 殿

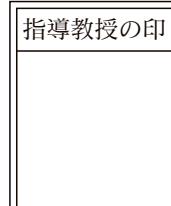
氏名　　　　　　　印

以下の書類を添付し、学位論文予備審査を申請いたします。

なお、学位授与申請予定日は 年　　月　　日
です。

<添付書類>

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 学位申請論文 | 5通 |
| 2. 論文要旨 | 5通 |
| 3. 研究業績目録（様式審査第2号） | 5通 |
| 4. 履歴書（様式審査第3号） | 5通 |



学位論文予備審査申請書

年 月 日

北星学園大学大学院
社会福祉学研究科長 殿

氏名 印

以下の書類を添付し、学位論文予備審査を申請いたします。

<添付書類>

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 学位申請論文 | 5通 |
| 2. 論文要旨 | 5通 |
| 3. 研究業績目録（様式審査第2号） | 5通 |
| 4. 履歴書（様式審査第3号） | 5通 |

様式審査第2号

研究業績目録				年月日
				氏名印
著書、学術論文等の名称	単著 共著 の別	発行又は発表の年月日	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要(200字以内)

様式審査第3号

学位論文予備審査委員会報告書

年 月 日

北星学園大学大学院
社会福祉学研究科長 殿

学位論文予備審査委員会委員長
氏名

印

下記のとおり、学位論文予備審査結果を報告いたします。

<学位論文予備審査委員>

委員長：
委員：
委員：
委員：

記

学位論文予備審査申請者氏名：

学位申請論文題目：

学位論文予備審査申請受理年月日： 年 月 日

1. 学位申請論文の内容の要旨
(ただし、申請者が提出した論文要旨と同文のときは記載省略可)
2. 学位論文予備審査結果の要旨(1,000字以内)
3. 学位論文予備審査委員会の所見

- ・ 必要のある場合は、A4判の用紙を適宜補うものとする。

学位論文予備審査結果通知書

年 月 日

様

北星学園大学大学院
社会福祉学研究科長

印

下記のとおり、学位論文予備審査結果を通知します。

記

学位申請論文題目 :

学位論文予備審査結果 :

- この通知書の写しを学位授与申請時に提出すること。
- 学位論文予備審査についての所見は、別紙（添付）に記載されている。

様式第1号

学位授与申請書

年月日

北星学園大学長 殿

氏名 印

北星学園大学学位規程第10の2第1項の規定により、以下の
書類に学位論文審査手数料を添え、博士（社会福祉学）の
学位の授与を申請いたします。

＜添付書類＞

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| 1. 学位論文 | 正本 1通、副本 4通 |
| 2. 論文要旨 | 5通 |
| 3. 論文目録（様式第2号） | 5通 |
| 4. 履歴書（様式第3号） | 5通 |
| 5. 単位修得証明書
(学位規程第10条の2第II項該当者のみ) | 1通 |
| 6. 学位論文予備審査結果通知書（写） | 1通 |

様式第2号

論 文 目 錄

年 月 日

北星学園大学長 殿

氏 名

<学位論文>

1. 題目 :

2. 印刷公表の方法及び時期 :

3. 冊数 :

<参考論文>

1. 題目 :

2. 印刷公表の方法及び時期 :

3. 冊数 :

- ・ この目録は、5通提出すること。
- ・ 学位論文の題目が外国語の場合は、訳文を付記すること。
- ・ 参考論文が2種類以上あるときは、列記すること。
- ・ 学位論文が印刷公表されていない場合は、その予定を記載すること。

樣式第3号

様式第4号

学位論文審査委員会報告書

年　　月　　日

北星学園大学大学院
社会福祉学研究科長 殿

学位論文審査委員会委員（主査）
氏名 印

下記のとおり、学位論文審査結果を報告いたします。

<学位論文審査委員>

委員長　：
主　　査　：
副　　査　：
副　　査　：

記

学位授与申請者氏名　：

学位論文題目　：

学位授与申請受理年月日　：　　年　　月　　日

1. 学位論文の内容の要旨

(ただし、申請者が提出した論文要旨と同文のときは記載省略可)

2. 学位論文審査結果の要旨 (1,000字以内)

3. 最終試験実施年月日　：　　年　　月　　日

4. 最終試験結果の要旨

5. 学位論文審査委員会の所見

- 必要のある場合は、A4判の用紙を適宜補うものとする。

様式第5号

学力確認結果報告書

年　月　日

北星学園大学大学院
社会福祉学研究科長 殿

学力確認担当代表者

氏名

印

下記のとおり、学力確認結果を報告いたします。

<学力確認担当者>

代表 :

担当 :

担当 :

担当 :

記

学位授与申請者氏名 :

学位授与申請受理年月日 : 年　月　日

1. 学力確認試験実施年月日 : 年　月　日

2. 学力確認試験結果の要旨

3. 学力確認担当者の所見

- 必要のある場合は、A4判の用紙を適宜補うものとする。

学 位 授 与 申 請 結 果 通 知 書

年 月 日

様

北星学園大学長

印

下記のとおり、学位授与申請結果を通知します。

記

学位論文題目 :

学位授与申請結果 :